

令和元年9月27日
情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可
並びに負担金の額及び徴収方法の認可に対する意見募集

情報通信行政・郵政行政審議会は、本日、総務大臣から「電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可」についての諮問を受けました。

また、この認可について、令和元年9月28日（土）から、令和元年10月28日（月）までの間、意見募集を行います。

1 申請概要

本年9月27日、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会から、総務大臣に対し、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第109条第1項の規定による適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対する交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定に基づく負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の負担金の額及び徴収方法の認可をそれぞれ受けたい旨の申請があったものです。

申請概要は別紙1のとおりです。

2 意見公募要領

意見募集対象：・交付金の額及び交付方法の認可申請書（別添1）
・負担金の額及び徴収方法の認可申請書（別添2）

意見提出期限：令和元年10月28日（月）必着（郵送の場合は、同日付け必着）

詳細については、別紙2の意見公募要領を御覧ください。

3 今後の予定

当該認可については、寄せられた意見を踏まえ、調査審議を行い、総務大臣に対して答申する予定です。

4 資料の入手方法

意見募集対象、別紙1及び別紙2については、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」に、本日（9月27日（金））、情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）終了後の部会長会見終了後に掲載するほか、総務省総合通信基盤局料金サービス課（中央合同庁舎2号館10階）において閲覧に供するとともに配布することとします。また、電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄にも掲載します。

【連絡先】

（諮問内容等について）

連絡先：総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課
担当：鈴木課長補佐、星専門職
電話：03-5253-5817（直通）／ FAX：03-5253-5848

（情報通信行政・郵政行政審議会について）

連絡先：情報流通行政局総務課
担当：佐藤課長補佐、望木係長
電話：03-5253-5694（直通）／ FAX：03-5253-5714